

京都地域留学生住宅支援機構規程

(目 的)

第1条 この規程は、京都地域の大学、短期大学、大学院（以下、「大学等」という。）が京都地域留学生住宅支援機構（以下、「支援機構」という。）を設け、京都地域留学生住宅支援制度（以下、「支援制度」という。）に賛同する仲介業者、管理業者、家主等（以下、「協力事業者」という。）と支援制度に係る所定の包括契約書を締結することにより、大学等に籍を置く外国人留学生（以下、「留学生」という。）の住宅確保を連帯保証人が不要な形で支援することを目的とする。

(事 業)

第2条 支援機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 支援機構の管理・運営に関すること。
- (2) その他、支援機構の目的を達成するために必要なこと。

(組 織)

第3条 支援機構は、第1条の目的に賛同する大学等（ただし、財団法人大学コンソーシアム京都の加盟校に限る）を支援機構の会員とすることができる。

- 2 前項に規定する会員（以下、「会員」という。）は、別表1に掲げる大学等により構成することとし、構成する大学等の変更については、京都地域留学生住宅支援機構委員会（以下、「委員会」という。）において確認する。
- 3 支援機構は、第1条の支援を希望する留学生（以下、「希望留学生」という。）を特別会員とすることができる。

(会員の責務)

第4条 会員は、所属する特別会員の連絡先及び学籍異動等の状況把握を的確に行い、必要に応じて協力事業者や支援機構事務局との相互の情報交換を密にして、家賃滞納等のトラブル防止・解消に努めるとともに、万一の事故発生時には、協力事業者と連携して、当該特別会員に迅速かつ適切な指導を行い、状況の改善に努めるものとする。

(委員会)

第5条 委員会は、会員が指名する者を委員として構成する。

(任 期)

第6条 委員の任期は、原則として、1年（就任日の属する年度末まで）とする。なお、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(役 員)

第7条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 監事 1名

- 2 役員は、委員の互選により選任する。

(役員の仕事)

第8条 委員長は支援機構を代表し、会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 3 監事は、支援機構の事業及び財務について監査する。

(会 議)

第9条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 事業計画並びに予算・決算に関する事項
- (2) 諸規程の改廃に関する事項
- (3) その他、支援機構の運営に関する重要な事項

- 3 委員会は、委員の過半数の出席（委任状可）をもって成立する。

- 4 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、賛否同数の場合は委員長が決定する。

(経 費)

第10条 支援機構の経費（所定の包括契約書に定められた迷惑料を含む）は、希望留学生在が支払う特別会員会費（以下、「会費」という。）及びその他の収入をもって充当する。

(会費等)

第11条 会費は、支援機構事務局が別表2に基づき徴収し、一旦徴収した会費の返還は行わないこととする。大学から大学院へ、修士課程から博士課程へ進学するなど、学生種別が変更となる場合は、別途、別表2に基づき会費を徴収する。

2 なお、委員長が特別の理由があると認める場合は、会費の全部又は一部を免除することができる。

3 支援機構が発行する会員証を紛失した場合、特別会員は、再発行手数料として2,000円を支払い、速やかに会員証の再発行を受けなければならない（支援機構事務局が「再発行」の旨、会員証に明記する）。

4 学生種別を変えずに他大学へ移籍する場合、特別会員は2,000円を支払い、速やかに会員証の再発行を受けなければならない（旧会員証と引き換えに、支援機構事務局が「再発行」の旨、新会員証に明記する）。

(会計年度)

第12条 支援機構の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 支援機構の事務を処理するため、いずれかの会員大学等に支援機構事務局を置くものとし、「京都地域留学生住宅保証制度」が存続する間は、京都地域留学生住宅保証機構の事務局を担っている財団法人大学コンソーシアム京都が、支援機構事務局を兼務する。

2 支援機構は、前項の「京都地域留学生住宅保証制度」が廃止された場合、財団法人大学コンソーシアム京都にあらためて支援機構事務局の業務を委託することができる。

3 前項の場合の業務委託料については、京都地域留学生住宅保証制度に準じた額を支払うものとする。

(オブザーバー)

第14条 支援機構は、地方公共団体や日本賃貸住宅管理協会などの会員以外の者に対し、委員会への出席と意見を求めることができる。

(委 任)

第15条 この規程に定めるもののほか、支援機構の運営に関し必要な事項は委員会にて決定する。

附 則

1 この規程は、平成22年3月23日に制定し、同年4月1日から施行する。

【別表1】（第3条関係）

支援機構会員	京都市立芸術大学、京都外国語大学、京都教育大学、京都産業大学、京都造形芸術大学、京都府立大学、花園大学、佛教大学、龍谷大学
--------	---

【別表2】（第11条関係）

学生種別内訳 ※	会費	分類
大学生、短期大学（部）学生、大学院生（修士課程）、大学院生（博士課程）	9,000円	A群
留年生や研究生など、修学年数が1年以下の者	4,500円	B群(=A群以外)